

ビジョン実現のための具体的な政策 健康サポート薬局について

平成28年2月26日 医薬分業指導者協議会

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課

本日のトピック

1. 健康サポート薬局の検討会に至る経緯
2. 健康サポート薬局の要件
3. 健康サポート薬局の公表制度
4. おわりに

本日のトピック

1. 健康サポート薬局の検討会に至る経緯
2. 健康サポート薬局の要件
3. 健康サポート薬局の公表制度
4. おわりに

健康サポート薬局に関するこれまでの主な経緯

日本再興戦略 平成25年6月14日閣議決定

予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」と示された。

「薬局の求められる機能とあるべき姿」の公表について 平成26年1月21日薬食総発0121第1号

薬局・薬剤師に求められる機能に関する基本的な考え方として、「セルフメディケーションの推進のために、地域に密着した健康情報の拠点として積極的な役割を発揮すべき」と示された。

平成26年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進 平成26年度予算 2.4億円

地域に密着した健康情報の拠点として積極的な役割を担う「健康情報拠点薬局」の整備に向け、薬局・薬剤師を活用したモデル事業（適正使用に関する相談窓口の設置、セミナーの開催、健康チェックを行う体制整備等）を推進。

日本再興戦略 改訂2014—未来への挑戦— 平成26年6月24日

中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸②」の2015年度の欄に「薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進」と「充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討」が明記。

平成27年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進 平成27年度予算 2.2億円

26年度に引き続きモデル事業を実施する他、健康情報拠点としてふさわしい薬局の基準を作成し、住民に公表する仕組みを検討。

○予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり

「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」

「日本再興戦略」改訂2014 ー未来への挑戦ー

中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸②」(抜粋)

	2013年度	2014年度					2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
		通常国会	概算要求 税制改正要望等		秋	年末	通常国会			
	薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業を実施						薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進			・2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳(2010年)】 ・2020年までにメタボ人口を2008年度比25%減【1400万人(2008年度)】 ・2020年までに健診受診率(40～74歳)を80%(特定健診含む)【67.7%(2010年)】
							充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討			

健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会

目的

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)には、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、「日本再興戦略」改訂2014の中短期工程表においては、2015年度中に充実した設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みを検討することとされている。

これを受けて、本検討会を開催し、健康情報拠点としてふさわしい薬局(以下「健康情報拠点薬局(仮称)」という。)の定義・名称、基準の策定、公表の仕組みを検討することを目的とする。

検討事項

- (1)健康情報拠点薬局(仮称)の定義について
- (2)健康情報拠点薬局(仮称)の基準について
- (3)健康情報拠点薬局(仮称)の公表の仕組みについて
- (4)健康情報拠点薬局(仮称)の名称について
- (5)その他

構成員

安藤 高朗	公益社団法人全日本病院協会 副会長
佐藤 好美	産経新聞社 編集局論説委員・文化部編集委員
中板 育美	公益社団法人日本看護協会 常任理事
○西島 正弘	昭和薬科大学 学長
新田 國夫	日本在宅ヘルスケアアライアンス 議長
野口 かほる	東京都福祉保健局健康安全部薬務課 課長(全国薬務主管課長協議会常任幹事)
長谷川 洋一	名城大学薬学部 教授
羽鳥 裕	公益社団法人日本医師会 常任理事
二塚 安子	一般社団法人日本保険薬局協会 常務理事
三好 昇	北海道 江別市長
森 昌平	公益社団法人日本薬剤師会 副会長
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長

※ ○は座長。敬称略

健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会 開催経過と報告書の公表

○平成27年6月 4日(検討会第1回)

- ・これまでの経緯・検討会の検討事項、自由討議

○6月18日(検討会第2回)

- ・健康づくり支援薬局(仮称)の「定義」の検討
- ・平成26年度薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業好事例
- ・薬局における健康情報提供状況等に関する実態(調査結果報告)

○7月 2日(検討会第3回)

- ・健康づくり支援薬局(仮称)の「要件」に係る全般的な検討

○8月 7日(検討会第4回)

- ・かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の基本的機能に関する議論

○8月26日(検討会第5回)

- ・かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能、積極的な健康サポート機能に関する議論

○9月14日(検討会第6回)

- ・検討会の報告書(案)に関する議論

○9月24日

- ・「健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会」の報告書の公表

本日のトピック

1. 健康サポート薬局の検討会に至る経緯
- 2. 健康サポート薬局の要件**
3. 健康サポート薬局の公表制度
4. おわりに

健康サポート薬局の概要

健康サポート薬局とは、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、以下のような地域住民への健康づくり支援を積極的に行っている薬局をいう。

- ・医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うこと
- ・健康づくりに関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介すること
- ・地域の薬局の中で率先して地域住民の健康づくりを積極的かつ具体的に支援すること
- ・地域の薬局への情報発信、取組支援等を行うといった積極的な取組を実施すること

健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

- ・受診勧奨
- ・連携機関の紹介
- ・地域における連携体制の構築とリストの作成
- ・連携機関に対する紹介文書
- ・関連団体等との連携及び協力

健康サポートの取組

- ・健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成
- ・健康サポートに関する具体的な取組の実施
- ・健康サポートに関する取組の周知
- ・健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

服薬情報の一元的・継続的把握

- ・かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ・服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ・懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- ・お薬手帳の活用
- ・かかりつけ薬剤師・薬局の普及

健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

- ・要指導医薬品等の取扱い
- ・専門的知識に基づく説明

薬局の設備

- ・個人情報に配慮したパーテーション等の相談窓口の設置

健康サポート薬局であることの薬局の外側と内側における表示

開局時間

- ・薬局として平日連続した開局。土日を含めた開局

24時間対応・在宅対応

- ・24時間対応
- ・在宅患者の薬学的管理及び指導の実績

医療機関等との連携

- ・疑義照会等
- ・受診勧奨
- ・医師以外の多職種との連携

積極的な
健康サポート機能

かかりつけ薬剤師
・薬局の基本的機能

地域包括ケアシステムにおける地域住民の身近な健康づくりの相談相手

健康サポート薬局の省令、告示、通知について

- 健康サポート薬局制度の法令としては、
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働**省令**第19号）
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成28年厚生労働省**告示**第29号）
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（平成28年2月12日薬生発0212第5号。**施行通知**。）
 - ・ 健康サポート薬局に係る研修実施要綱について（平成28年2月12日薬生発0212第8号。**研修通知**。）がある。
- 現場での健康サポート薬局の具体的な運用については、**施行通知を確認して頂きたい**。施行通知では、省令に係る薬局機能情報提供制度上の報告方法並びに告示に係る健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局が健康サポート薬局の表示の届出の際に添付する書類（**届出添付書類がそのまま健康サポート薬局の満たすべき要件となっている**。）等を示している。

健康サポート薬局の届出添付書類について

- 健康サポート薬局の届出添付書類は、施行通知の別紙1に一覧としてまとめているので、そちらを参照のこと。
- 健康サポート薬局が行うべき業務を記載した「省令手順書」「健康サポート業務手順書」を届出の際に添付する書類(=健康サポート薬局の満たすべき要件)としていることが大きな特徴。

(別紙1)

届出添付書類		通知番号	check
か か り つ け 薬 局 の 届 出 書	当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関するものを記載した省令手順書		☐
	ⅰ. 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。	p4-5(1)①	☐
	ⅱ. 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記載しておくこと。	p4-5(1)②	☐
	ⅲ. 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。	p6(1)①	☐
	ⅳ. 患者が使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。	p6(1)②	☐
	ⅴ. 患者に対し健康観察、健康維持、健康増進の理由説明とその対応に取り組むこと。	p6-9(1)①	☐
	ⅵ. 加齢、患者が健康状況や体調変化を認識し、新たな情報や薬剤服用歴の把握を促した上で、必要に応じて健康・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。	p6-9(1)②	☐
	ⅷ. 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。	p7-11(1)①	☐
	ⅸ. お薬手帳利用者に、適切な利用方法や役割等(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等)。	p7-11(1)②	☐
	ⅹ. お薬手帳の管理と利用方法に対し、お薬手帳の意義を説明すること。	p7-11(1)③	☐
健 康 サ ポ ー ト 薬 局 の 届 出 書	ⅱ. 薬局の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。	p7-9(1)①	☐
	ⅲ. 薬局の時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。	p8(1)①	☐
	ⅳ. 医療機関に対して、患者の情報に基づいて健康相談を行い、必要に応じて、前作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。	p8-9(1)①	☐
	ⅴ. 上記のⅱ～ⅵに基づき、その薬局において、薬剤服用歴に記録すること。	p8-9(1)②	☐
	ⅵ. 当該薬局に受診する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表	p4-5(1)③	☐
	ⅷ. お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料	p6-7(1)①	☐
	ⅸ. かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料	p7-9(1)①	☐
	ⅹ. 当該薬局薬剤師に24時間連絡可能である連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書	p8(1)②	☐
	ⅺ. 直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理連携計画書の等しい等の存在患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類	p8(1)③	☐
	ⅻ. 健康増進に資する健康相談の実績	p8-9(1)③	☐
健 康 サ ポ ー ト 薬 局 の 届 出 書	ⅰ. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関するものを記載した健康サポート業務手順書		☐
	ⅱ. 医療用医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10(1)①	☐
	ⅲ. 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ薬剤師の有無を確認し、かかりつけ薬剤師がいる場合には、かかりつけ薬剤師と連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、医療用医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合には、受診勧奨を適切に行うこと。	p9-10(1)②	☐
	ⅳ. 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、療養病棟等医療機関の連携、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬剤利用者に紹介するよう取り組むこと。	p11-12(1)①	☐
	ⅴ. 上記ⅰ～ⅲに基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。	p11-12(1)②	☐
	ⅵ. 健康増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10(1)③	☐
	ⅷ. 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ薬剤師の有無を確認し、かかりつけ薬剤師がいる場合には、かかりつけ薬剤師と連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、医療用医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合には、受診勧奨を適切に行うこと。	p9-10(1)④	☐
	ⅸ. 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、療養病棟等医療機関の連携、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬剤利用者に紹介するよう取り組むこと。	p11-12(1)⑤	☐
	ⅹ. 上記ⅰ～ⅲに基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。	p11-12(1)⑥	☐
	ⅺ. 健康増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10(1)⑦	☐

省令手順書とは、薬局が医薬品の安全使用及び情報提供のために、実施しなければならないこととされている省令(体制省令第1条第2項第3号)に規定される手順書

届出添付書類		通知番号	check
健 康 サ ポ ー ト 薬 局 の 届 出 書	ⅰ. 以下のような場合に受診勧奨すること。 ・ 医師の診察がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・ かかりつけ薬剤師がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・ 定期健診その他の必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・ 状態が悪い場合など医療用医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。 ・ 医療用医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。	p14-15(1)①	☐
	ⅱ. 医療用医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬剤利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。	p15(1)②	☐
	ⅲ. 以下の事項を踏まえた医療機関その他の連携機関とのリスト ・ 地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、療養病棟等の医療機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等が含まれていること。 ・ 医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる形式であること。	p16-17(1)①	☐
	ⅳ. 以下の内容を記載できる紹介文書 ・ 紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬剤利用者に係る情報、相談内容及び相談内容に関する使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他関連する事項	p11-12(1)③	☐
	ⅴ. 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、薬剤師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料(事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの)	p12(1)②	☐
	ⅵ. 有効な健康サポート薬局に係る研修の修習修了証及び職務体制が確認できる資料	p13(1)③	☐
	ⅷ. 個人情報に配慮した相談窓口を設けていることが確認できる等質等の資料	p13(1)④	☐
	ⅸ. 薬局の内部に掲示するもの(健康サポート薬局、医療用医薬品等に関する教育や健康に関する相談を積極的にやっている旨)が確認できる資料	p13-14(1)⑤	☐
	ⅹ. 薬局の中で提供中のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料	p14(1)⑥	☐
	ⅺ. 医療用医薬品等の備蓄品目を薬剤師等に分類したリスト	p14-15(1)⑦	☐
健 康 サ ポ ー ト 薬 局 の 届 出 書	ⅰ. 健康増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10(1)①	☐
	ⅲ. 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ薬剤師の有無を確認し、かかりつけ薬剤師がいる場合には、かかりつけ薬剤師と連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、医療用医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合には、受診勧奨を適切に行うこと。	p9-10(1)②	☐
	ⅳ. 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、療養病棟等医療機関の連携、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬剤利用者に紹介するよう取り組むこと。	p11-12(1)①	☐
	ⅴ. 上記ⅰ～ⅲに基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。	p11-12(1)②	☐
	ⅵ. 健康増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10(1)③	☐
	ⅷ. 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ薬剤師の有無を確認し、かかりつけ薬剤師がいる場合には、かかりつけ薬剤師と連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、医療用医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合には、受診勧奨を適切に行うこと。	p9-10(1)④	☐
	ⅸ. 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、療養病棟等医療機関の連携、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬剤利用者に紹介するよう取り組むこと。	p11-12(1)⑤	☐
	ⅹ. 上記ⅰ～ⅲに基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。	p11-12(1)⑥	☐
	ⅺ. 健康増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10(1)⑦	☐
	ⅻ. 健康増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10(1)⑧	☐

健康サポート業務手順書とは、健康サポートを実施する上での業務に係る手順を明確にすることとし、当該薬局の業務実態を踏まえて、健康サポートを実施する上での業務に係る手順書

健康サポート薬局の要件について

(1) かかりつけ薬局としての基本的機能

- ① かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ② 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ③ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- ④ お薬手帳の活用
- ⑤ かかりつけ薬剤師・薬局の普及
- ⑥ 24時間対応
- ⑦ 在宅対応
- ⑧ 疑義照会等
- ⑨ 受診勧奨
- ⑩ 医師以外の多職種との連携

(2) 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

- ① 受診勧奨
- ② 連携機関の紹介
- ③ 地域における連携体制の構築とリストの作成
- ④ 連携機関に対する紹介文書
- ⑤ 関連団体等との連携及び協力

(3) 健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

(4) 個人情報に配慮した相談窓口

(5) 薬局の外側と内側における表示

(6) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

- ① 要指導医薬品等の取扱い
- ② 専門的知識に基づく説明

(7) 開店時間

(8) 健康サポートの取組

- ① 健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成
- ② 健康サポートに関する具体的な取組の実施
- ③ 健康サポートに関する取組の周知
- ④ 健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

健康サポート薬局の要件について

(1) かかりつけ薬局としての基本的機能

- ① かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ② 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ③ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- ④ お薬手帳の活用
- ⑤ かかりつけ薬剤師・薬局の普及
- ⑥ 24時間対応
- ⑦ 在宅対応
- ⑧ 疑義照会等
- ⑨ 受診勧奨
- ⑩ 医師以外の多職種との連携

(2) 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

- ① 受診勧奨
- ② 連携機関の紹介
- ③ 地域における連携体制の構築とリストの作成
- ④ 連携機関に対する紹介文書
- ⑤ 関連団体等との連携及び協力

(3) 健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

(4) 個人情報に配慮した相談窓口

(5) 薬局の外側と内側における表示

(6) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

- ① 要指導医薬品等の取扱い
- ② 専門的知識に基づく説明

(7) 開店時間

(8) 健康サポートの取組

- ① 健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成
- ② 健康サポートに関する具体的な取組の実施
- ③ 健康サポートに関する取組の周知
- ④ 健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

かかりつけ薬局としての基本的機能①

かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制（基準告示のイ関係）

患者が当該薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備していること。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

ア 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。

イ 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。

当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表

○これは薬局に行って初めてかかりつけの薬剤師さんが今日休みだとわかるのでは困るので、ホームページに勤務表を載せるなど、薬局に入る前にあらかじめ患者さんがわかるようにしてほしいと思います。できることならば病院とか診療所で、主治医の出勤日にあわせてかかりつけ薬剤師がその薬局に勤務していて欲しいです。薬局に行く前にわかるような仕組みをつくっていただけたらと思います

（健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会議事録より）。

かかりつけ薬局としての基本的機能②

服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載 (基準告示一の口関係)

患者が受診している全ての医療機関を把握し、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「要指導医薬品等」という。）を含めた医薬品を服用している情報等を一元的かつ継続的に把握するよう取り組み、薬剤服用歴の記録を適切に行うこと。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書

- ア 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。
- イ 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。
- ウ 上記アイの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

かかりつけ薬局としての基本的機能③

懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ[○]（基準告示一のハ関係）

残薬管理及び確実な服用につながる指導を含め、懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の状況把握を実施するよう取り組むこと。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

- ア 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。
- イ 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。
- ウ 上記アイの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

取組例

残薬確認の取組例

患者に対し、残薬バッグを配布し、残薬を確認すること。

積極的な副作用等のフォローアップの取組例

- ア 定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。
- イ 調剤された薬剤の服薬期間中に患者に電話をする等により、患者の服薬状況や体調変化等を確認すること

かかりつけ薬局としての基本的機能④

お薬手帳の活用(基準告示一の二関係)

患者に対し、お薬手帳の意義及び役割を説明した上で、その活用を促していること及び一人の患者が複数のお薬手帳を所持している場合には、当該お薬手帳の集約に努めること。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

ア 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。

イ お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等)。

ウ お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。

お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料

お薬手帳の意義、役割

お薬手帳は、利用者本人のものであり、次の意義及び役割があること。

- 1 利用者自身が、自分の服用している医薬品について把握するとともに正しく理解し、服用した時に気付いた副作用や薬の効果等の体の変化や服用したかどうか等を記録することで、医薬品に対する意識を高めること。
- 2 複数の医療機関を受診する際及び薬局にて調剤を行う際に、利用者がそれぞれの医療機関の医師及び薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示することにより、相互作用や重複投与を防ぎ、医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげること。

「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日
薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)

かかりつけ薬局としての基本的機能⑤

かかりつけ薬剤師・薬局の普及(基準告示一の木関係)

かかりつけ薬剤師・薬局を持たない患者に対し、薬剤師が調剤及び医薬品の供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促していること。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

ア．薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。

イ 上記アの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料

【その他留意事項】

- ・ 患者がかかりつけ薬剤師を持っている場合は、次回もかかりつけ薬剤師のいる薬局を利用してもらえるよう伝えること。
- ・ 自局以外をかかりつけ薬局としている患者に薬剤を交付することになった場合は、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の実施に、適切に協力することが望ましいこと。

かかりつけ薬局としての基本的機能⑤

かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割

- 患者の薬剤服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的かつ継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる。
 - ・ 複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される。
 - ・ 薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる。
- 在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理及び指導が受けられる。
- 過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれる。また、薬について不安なことがあれば、いつでも電話等で相談できる。
- 丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消される。

かかりつけ薬局としての基本的機能⑥

24時間対応（基準告示への関係）

開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等に対応する体制を整備していること。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

ア 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。

イ 上記アの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

当該薬局薬剤師に24 時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書

かかりつけ薬局としての基本的機能⑦

在宅対応（基準告示への関係）

過去一年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。

届出添付書類

直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類

かかりつけ薬局としての基本的機能⑧

疑義照会等（基準告示一の子関係）

医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の提供及びそれに基づく処方提案に適切に取り組むこと。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

- ア 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。
- イ 上記アの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

医療機関に対して情報提供する際の文書様式

【その他留意事項】

- ・ 副作用その他の服薬情報の情報提供とは、患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況のほか服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報を医療機関へ提供することをいうこと。患者に自覚症状がある場合には、当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果も含めて情報提供すること。
- ・ 医薬品の安全性等の情報について、例えば、PMDAメディナビを活用することにより、最新情報を入手するよう努めること。

受診勧奨(基準告示一のり関係)

かかりつけ薬剤師・薬局として、地域住民からの要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の保持増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。

医師以外の多職種との連携(基準告示一の又関係)

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションその他の地域包括ケアの一翼を担う機関における多職種との連携体制を構築していること。

健康サポート薬局の要件について

(1) かかりつけ薬局としての基本的機能

- ① かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ② 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ③ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- ④ お薬手帳の活用
- ⑤ かかりつけ薬剤師・薬局の普及
- ⑥ 24時間対応
- ⑦ 在宅対応
- ⑧ 疑義照会等
- ⑨ 受診勧奨
- ⑩ 医師以外の多職種との連携

(2) 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

- ① 受診勧奨
- ② 連携機関の紹介
- ③ 地域における連携体制の構築とリストの作成
- ④ 連携機関に対する紹介文書
- ⑤ 関連団体等との連携及び協力

(3) 健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

(4) 個人情報に配慮した相談窓口

(5) 薬局の外側と内側における表示

(6) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

- ① 要指導医薬品等の取扱い
- ② 専門的知識に基づく説明

(7) 開店時間

(8) 健康サポートの取組

- ① 健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成
- ② 健康サポートに関する具体的な取組の実施
- ③ 健康サポートに関する取組の周知
- ④ 健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

健康サポート機能①

受診勧奨（基準告示二のイ関係）

利用者から要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**

ア 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。

イ 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。

健康サポート機能②

連携機関の紹介(基準告示二のロ関係)

利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他行政機関並びに介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関への紹介に取り組むこと。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**

ア．健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。

取組例

- ア 特定健診及びがん検診等の健診を受けていない薬局利用者に対して、保険者や市区町村の相談窓口の紹介
- イ 肝炎等の特定の疾患に対する公費負担の相談について、都道府県又は市区町村の相談窓口の紹介
- ウ 介護サービスに対する相談について、市区町村の相談窓口や地域包括支援センターの紹介
- エ 認知症の疑いがある場合について、かかりつけ医への受診勧奨や地域包括支援センター等の紹介

健康サポート機能③

地域における連携体制の構築とリストの作成(基準告示二の八関係)

地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること。

届出添付書類

医療機関その他の連携機関先のリスト

- ア 地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。
- イ 医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式であること。

【その他留意事項】

- ・ 医療機関その他の連携機関に対し、あらかじめ薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し了解を得ることにより、連携体制の構築を図ること。その際、医療機関その他の連携機関に説明を行い了解を得た記録を残しておくこと。なお、地域の職能団体を通じて了解を得るなど、医療機関その他の連携機関の負担も考慮すること。
- ・ 医療機関その他の連携機関の紹介先のリストを作成し薬局において、常に内容を確認できる体制を整備すること。また、求めに応じて当該リストを医療機関その他の連携機関に提供すること。
- ・ リストは、地域の実情に応じ、日常生活圏域(例えば中学校区)の医療機関その他の連携機関が網羅的になるよう努め、特定の医療機関その他の連携先に限定しないこと。
- ・ 医療機関その他の連携機関と地域包括ケアシステムの一員として役割を発揮するため、地域ケア会議に積極的に参加することが望ましいこと。

健康サポート機能④

連携機関に対する紹介文書(基準告示二の二関係)

利用者の同意が得られた場合に、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に文書(電磁的記録媒体を含む。)により提供するように取り組むこと。

届出添付書類

「受診勧奨」または「連携機関の紹介」に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。

以下の内容を記載できる紹介文書

- ・ 紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、紹介理由、その他特筆すべき事項

健康サポート機能⑤

関連団体等との連携及び協力（基準告示二のホ関係）

地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会その他の関連団体と連携及び協力した上で、地域の行政機関及び医師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等に積極的に参加すること。

届出添付書類

地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料（事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの）

事業例

- （ア）地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力。
- （イ）学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等。
- （ウ）老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等。
- （エ）地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント。

健康サポート機能⑥

常駐する薬剤師の資質 (基準告示三関係)

常駐する薬剤師の資質 要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了した薬剤師が常駐していること。

届出添付書類

有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料。

健康サポート薬局に係る研修

○ 研修は、大きく技能習得型研修と知識習得型研修に分かれる。

研修の種類	研修の目的・内容	
技能習得型研修 (講義及び演習) 演習はグループ討議	目的	○ 健康サポート薬局の基本理念、患者又は薬局利用者の訴えや状態に合わせた対応及び地域の実情に合わせた多職種連携を適切に実施できる能力の養成を目的とした研修
	内容	○ 健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習(1hr) ○ 薬局利用者の状態把握と対応に関する演習:相談応需における一連のプロセスに関するグループ討議等(4hr) プロセスの例:相談者から情報収集等を行い、以下に振り分けて提案 ・要指導医薬品や一般用医薬品等の使用 ・医療機関への受診勧奨 ・地域の保健サービス等に関する情報提供 等 ○ 地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応(2hr)※ 各々の地域における医療機関や保健サービスの窓口等の実情の把握と連携を目標とした演習
知識習得型研修 (演習) eラーニング可	目的	○ 地域住民からの相談対応のために必要な、要指導医薬品及び一般用医薬品や健康食品等に関する知識をはじめ、地域の医療・保健等のサービスに関する知識、地域住民の健康な生活を支援するために必要な知識等の習得を目的とした研修
	内容	○ 地域住民の健康維持・増進(2hr) ○ 要指導医薬品等概説(8hr) ○ 健康食品、食品(2hr) ○ 禁煙支援(2hr) ○ 認知症対策(1hr) ○ 感染対策(2hr) ○ 衛生用品、介護用品等(1hr) ○ 薬物乱用防止(1hr) ○ 公衆衛生(1hr) ○ 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例(1hr) ○ コミュニケーション力の向上(1hr)

※ 自らが勤務等する薬局が所在する地域の地域包括ケアシステムに係る研修を受講すること。

健康サポート薬局に係る研修

本研修の実施機関について

- ① 本研修としては、本実施要綱に示す事項を満たした実施機関(以下「研修実施機関」という。)が実施する研修のみが認められること。
- ② 研修実施機関は、本実施要綱に示す事項を適切に満たすことができる法人であり、個人は認められないこと。
- ③ 研修実施機関は、本研修の責任者、運営体制、研修実施形式、内容、時間数、内部評価体制、研修修了証交付等に関する実施要領を定めること。
- ④ 研修実施機関は、実施要領の作成にあたり、教育、学術等関係者等の参画を求め、本研修の実施体制の客観性を十分に確保すること。
- ⑤ 研修実施機関は、個人情報保護のための措置を適切に講じていること。
- ⑥ 本研修の講師は、実施する研修内容に関する専門的な技術・知識を有する者とする。

研修修了証の発行等

- ① 研修実施機関は、研修受講者が以下のすべてに該当することを確認し、研修修了証を研修受講者に交付すること。

ア すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者

イ 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者

- ② 研修修了証は、発行から6年間に限り有効なものとすること。なお、有効期限の2年前から有効期限の間に研修を再履修・修了した場合には、研修終了証の有効期限を6年間延長できること。一度研修修了証(無効である研修修了証を除く。)を受けた健康サポート薬剤師に対しては、別紙1中の「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行しても差し支えないが、この場合であっても、その他の研修内容についても再履修を促すことが望ましいこと。
- ③ 研修受講者の氏名、研修内容等を適切に記録、保存すること。

健康サポート機能⑦

設備（基準告示四関係）

間仕切り等で区切られた相談窓口を設置していること。

届出添付書類

個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料

健康サポート機能⑧

表示

- イ 健康サポート薬局である旨並びに要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言及び健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を当該薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。
- ロ 当該薬局で実施している国民による主体的な健康の保持増進の支援の具体的な内容について、当該薬局において分かりやすく提示すること。

届出添付書類

薬局の外側に掲示予定のもの(健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨)が確認できる資料

薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料

【その他留意事項】

当該薬局のホームページ等においても実施している健康サポートの具体的な内容を紹介することが望ましいこと。薬局利用者が相談しやすいよう、薬局で掲示している薬剤師の氏名や名札等に研修修了薬剤師であることを付すことが望ましいこと。ここでいう研修修了薬剤師であることとは、例えば「健康サポート薬剤師」といった記載が考えられること。

健康サポート機能⑨

要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

イ 要指導医薬品等、衛生材料及び介護用品等について、利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有しており、かつ、その際、かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、適正な運営を行っていること。

届出添付書類

要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト

衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポート業務手順書

以下のような場合に受診勧奨すること。

- ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
- ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
- ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
- ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。
- ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。

基本的な薬効群

薬効群は、(独)医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システムに記載されているものであること。

一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書情報：<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/otcSearch/>

- かぜ薬(内用)
- 解熱鎮痛薬
- 催眠鎮静薬
- 眠気防止薬
- 鎮うん薬(乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。)
- 小児鎮静薬(小児五疳薬等)
- その他の精神神経用薬
- ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
- 制酸薬
- 健胃薬
- 整腸薬
- 制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの
- 胃腸鎮痛鎮けい薬
- 止瀉薬
- 瀉下薬(下剤)
- 浣腸薬
- 強心薬(センソ含有製剤等)
- 動脈硬化用薬(リノール酸、レシチン主薬製剤等)
- その他の循環器・血液用薬
- 鎮咳去痰薬
- 含嗽薬
- 内用痔疾用剤、外用痔疾用剤
- その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
- ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬(ビタミン剤等)、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤

- その他の滋養強壮保健薬
- 婦人薬
- その他の女性用薬
- 抗ヒスタミン薬主薬製剤
- その他のアレルギー用薬
- 殺菌消毒薬(特殊絆創膏を含む)
- しもやけ・あかぎれ用薬
- 化膿性疾患用薬
- 鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(パップ剤を含む)
- みずむし・たむし用薬
- 皮膚軟化薬(吸出しを含む)
- 毛髪用薬(発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等)
- その他の外皮用薬
- 一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬
- 抗菌性点眼薬
- アレルギー用点眼薬
- 鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬
- 口腔咽喉薬(せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む)
- 口内炎用薬
- 歯痛・歯槽膿漏薬
- 禁煙補助剤
- 漢方製剤、生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)、生薬主薬製剤
- 消毒薬
- 殺虫薬

健康サポート機能⑨

要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

□ 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、利用者の状況並びに当該要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

【その他留意事項】

健康食品等については、国立健康・栄養研究所のホームページ「『健康食品』の安全性・有効性情報」(<https://hfnet.nih.go.jp/>)に記載されている科学的根拠、機能性表示食品における科学的根拠等を活用することが推奨されること。

健康サポート機能⑩

開店時間(基準告示七関係)

平日の営業日において連続して開店しており、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日において一定時間開店していること。

届出添付書類

開店している営業日、開店時間を記載した文書

【その他留意事項】

平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局していること。

平日は、午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上開局していることが望ましいこと。

地域住民が相談したいと思って薬局に行っても、薬局が開局していなければ、意味がないため、地域における健康サポート機能を有する薬局として、平日に一定時間以上連続して開局していること。(健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会報告書より)。

健康サポート機能⑪

健康サポートの取組

イ 要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応すること。

ロ 販売内容及び相談内容(受診勧奨及び医療機関その他の連携機関への紹介の内容を含む。)を記録した上で、当該記録を一定期間保存していること。

届出添付書類

要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料

【その他留意事項】当該記録を3年間保存していること

ハ 国民による主体的な健康の保持増進の支援に関する具体的な取組を積極的に実施していること。

届出添付書類

積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料(取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの)

取組例

例えば、以下のような取組が推奨されること。これらの取組は月1回程度実施していることが望ましいこと。

- (ア) 薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施
- (イ) 薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組
- (ウ) 医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催
- (エ) 管理栄養士と連携した栄養相談会の開催

健康サポート機能⑪

健康サポートの取組

ニ 地域の薬剤師会等を通じること等により当該薬局における取組を発信すると同時に、必要に応じて、地域の他の薬局の取組を支援していること。

届出添付書類

薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料(取組の概要等が分かるもの)

取組例

- (ア) 地域の薬剤師会等での学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載
- (イ) 医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿
- (ウ) 健康増進に関する情報発信を目的としているホームページ
(例えば、スマート・ライフ・プロジェクト(注)の活動報告のホームページ(<http://www.smartlife.go.jp/>)等)における情報発信)
- (エ) 地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信

ホ 国、地方自治体及び医学薬学等に関する学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示又はパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。

届出添付書類

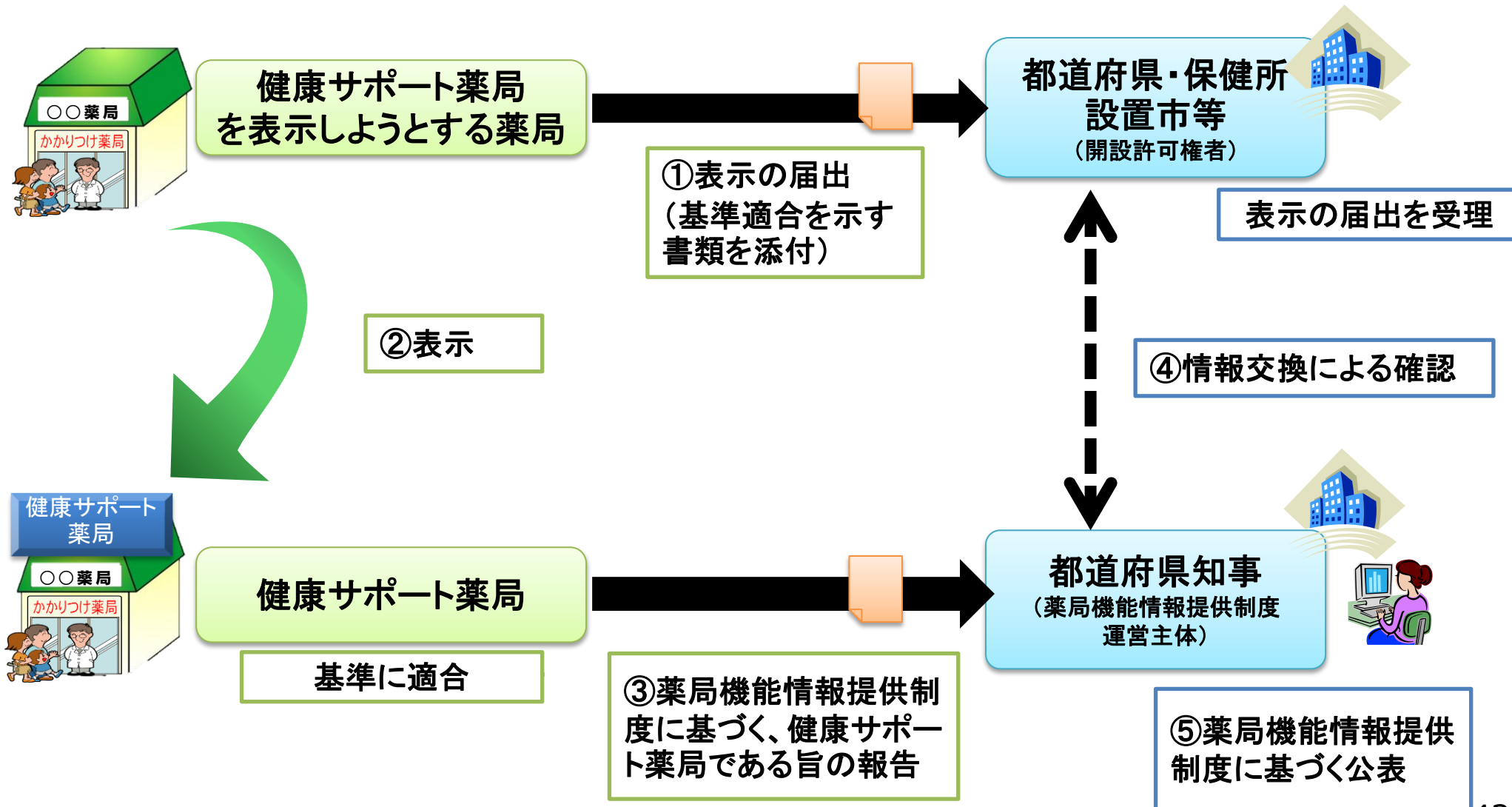
国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料

本日のトピック

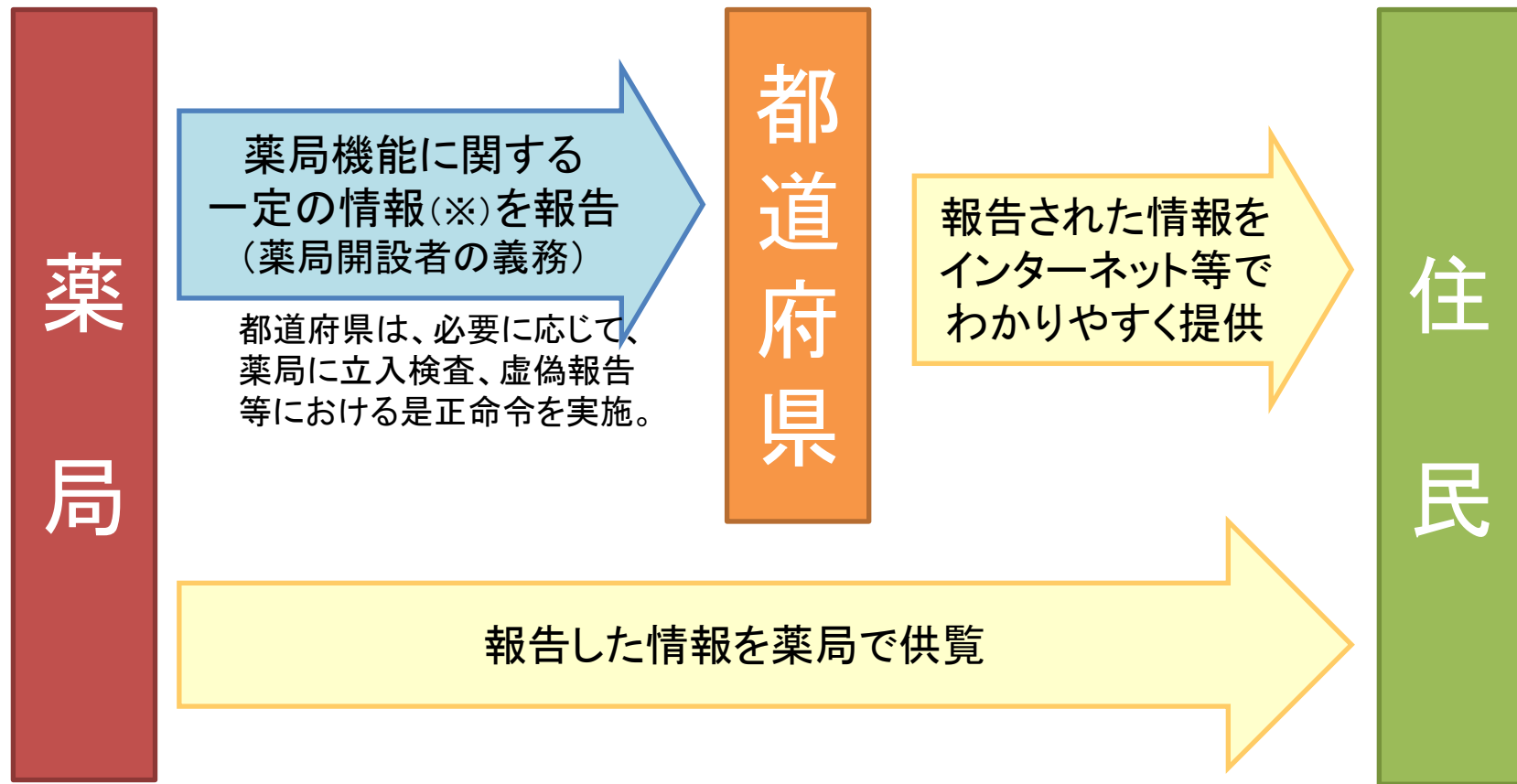
1. 健康サポート薬局の検討会に至る経緯
2. 健康サポート薬局の要件
3. 健康サポート薬局の公表制度
4. おわりに

健康サポート薬局公表の流れ

- 健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局は、あらかじめ都道府県知事等に届出を行う。
- 届出が受理された薬局は、健康サポート薬局の表示を行い、都道府県知事にその旨を報告する。



薬局機能情報提供制度の概要①



※ 「一定の情報」は変更の都度報告する事項と、
年1回報告する事項がある

<根拠条文>

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2、69条第3項、第72条の3
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の2～6、別表第1

薬局機能情報提供制度の概要②

報告事項は、医薬品医療機器等法施行規則別表第一に規定されている事項及び都道府県が定めた事項

○医薬品医療機器等法施行規則別表第一

第一 管理、運営、サービス等に関する事項

一 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 営業日
- (7) 開店時間
- (8) 開店時間外で相談できる時間

二 薬局へのアクセス

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
- (2) 薬局の駐車場
 - (i) 駐車場の有無
 - (ii) 駐車台数
 - (iii) 有料又は無料の別
- (3) ホームページアドレス
- (4) 電子メールアドレス

三 薬局サービス等

- (1) 健康サポート薬局である旨の表示の有無
 - (2) 相談に対する対応の可否
 - (3) 対応することができる外国語の種類
 - (4) 障害者に対する配慮
 - (5) 車椅子の利用者に対する配慮
 - (6) 受動喫煙を防止するための措置
- #### 四 費用負担
- (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い
 - (2) クレジットカードによる料金の支払の可否

第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

一 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数
- (2) 薬局の業務内容
 - (i) 無菌製剤処方に係る調剤の実施の可否
 - (ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否
 - (iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否
 - (iv) 浸煎せん薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否
 - (v) 薬局製剤実施の可否
 - (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
 - (vii) 薬剤服用歴管理の実施の有無
 - (viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否
- (3) 地域医療連携体制
 - (i) 医療連携の有無
 - (ii) 地域住民への啓発活動への参加の有無

二 実績、結果等に関する事項

- (1) 薬局の薬剤師数
- (2) 医療安全対策(医薬品の使用に係る安全管理のための責任者の配置の有無)
- (3) 情報開示の体制
- (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- (5) 処方せんを応需した者(以下この表において「患者」という。)の数
- (6) 患者満足度の調査
 - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
 - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

赤字: 変更の都度報告 黒字: 年1回以上、都道府県の定める時期に報告 報告方法は都道府県が定めている。

下線斜体: 今回の改定で追記された箇所

健康サポート薬局の届出について

お 願 い

- 健康サポート薬局公表制度は、平成28年4月1日から適用開始ですが、健康サポート薬局の届出は、健康サポート薬局に係る研修が開始されること等を鑑み、平成28年10月1日以降に行うこととなりますので、ご注意願います。
- また現在、健康サポート薬局に係る表示をしている薬局は、平成28年4月1日から1年間のみ、従前の表示をすることができますので、ご注意願います。

本日のトピック

1. 健康サポート薬局の検討会に至る経緯
2. 健康サポート薬局の要件
3. 健康サポート薬局の公表制度
4. おわりに

健康サポート薬局への期待（検討会報告書より）

- 健康サポート薬局は、その薬局だけですべての相談対応や支援を完結させるものではなく、地域住民の健康を支援するその役割を担う一機関であり、薬局で対応できない場合には、多職種や関係機関につなぐ機能が重要であることは言うまでもない。
- また、健康サポート薬局であること、その基準を満たすこと自体が目的化するようなことはあってはならず、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくためには、健康サポート薬局には、安心して立ち寄りやすい身近な存在として、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められている。
- 今回のとりまとめを受けて、平成27年度の健康サポート薬局の公表制度の創設に向けて更に検討が進められることとなるが、地域住民に寄り添い、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を果たした上で、健康サポート薬局の仕組みが適切に運用されていくよう、国・自治体・医薬関係者を始めとする関係者の真摯な取組を期待したい。

ご清聴ありがとうございました。

薬局・薬剤師に関する情報

厚生労働省 薬局・薬剤師

検索



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html

厚生労働省から発出された薬局・薬剤師に関する法令・通知等の情報が入手できます。

おくすりe情報

おくすりe情報

検索



<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html>

普及啓発、法令検索、統計、最近の話題、薬剤師・薬学教育等の情報が入手できます。

医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）

PMDAメディナビ

検索



<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>

無料登録で、医薬品・医療機器の安全性情報、医薬品の承認情報がタイムリーにメールで配信されます。

